

## 発注情報詳細（物品・委託等）

公告日	令和2年10月12日					
入札方法	入札書の持参による 公募型指名競争入札					
件名	郷土資料の目次・記事等のデータ作成委託					
納入／履行場所	教育委員会事務局 中央図書館					
納入／履行期間等	契約が決定した日から令和3年2月28日まで					
入札参加資格	種目	コンピュータ業務				
	細目	データ入力				
	所在地区分・順位	市内				
	企業規模	中小企業				
	その他	①横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。 ②令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において所在地区分が「市内」、規模が「中小」であり、種目「316：コンピュータ業務」の細目「D：データ入力」に登録が認められている者であること。 ③入札参加意向申出締切から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。 ④緊急雇用創出事業共通仕様書を満たす事業であること。				
提出書類	①公募型指名競争入札参加意向申出書（委託用）					
設計図書	次ページ以降					
入札参加申込締切日時	令和2年 10月 20日 午後 5時00分					
指名・非指名通知日	令和2年 10月 21日					
質疑締切日時	令和2年 10月 14日 午後 5時00分	回答期限日時	令和2年 10月 15日 午後 5時00分			
入札及び開札日時	令和2年 10月 22（木） 午後2時30分					
入札及び開札場所	西区老松町1 横浜中央図書館5階第一会議室					
支払い条件	前金払	しない	部分払	5回以内	契約保証	免除
注意事項	①組合とその構成員が同一の案件に参加することはできません。 ②この契約は、令和2年度9月補正予算が横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。					
発注担当課	教育委員会事務局中央図書館調査資料課 電話 045-262-7336					
契約事務担当課	同上					

受付  
番号

種 目 番 号

連絡先

委託担当  
教育委員会事務局中央図書館調査資料課  
担当者名 ふりがな 森崎 もりさき 茅乃 かやの

電 話 262-7336

## 設 計 書

1 委 託 名 郷土資料の目次・記事等のデータ作成委託  
(緊急雇用創出事業)

2 履 行 場 所 受託者が用意する場所

3 履行期間 期間 年 月 日 から 年 月 日 まで  
又は期限 期限 令和3年2月28日 まで

4 契約区分  確定契約  概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )

7 委 託 概 要

横浜に関する資料の目次・記事等のデータ作成作業を委託します。

8 部 分 払

す る ( 5 回以内)

し ない

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額
人件費	10～ 2月	(3,500,000)	字		
物品費	10～ 11月	1	式		
諸経費	2月	1	式		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額  
 ※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
人件費						
目次・記事見し 情報等のテキスト ト入力		(3,500,000)	字			
物品費		1	式			
諸経費		1	式			
業務価格						
消費税及び地方 消費税相当額						
委託代金額						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

## 郷土資料の目次・記事等のデータ作成委託仕様書

### 1 総則

委託者および受託者は、郷土資料の目次・記事等のデータ作成委託契約の履行について、「委託契約約款」及び「緊急雇用創出事業共通仕様書」に定めるもののほか、この仕様書に従い、委託業務履行に関する法令を遵守して行わなければならない。

### 2 履行場所

受託者が用意する場所

### 3 履行期限

契約が決定した日から令和3年2月28日まで

### 4 作業対象物

委託者が所蔵する資料

### 5 業務の内容

郷土資料の目次・記事等のデータ入力

- (1) 委託者が指定する資料（デジタル資料または図書・雑誌等の資料）について、書誌事項及び目次・索引・記事見出し等を、文字入力する。デジタル資料については、指定された資料を横浜市立図書館デジタルアーカイブから検索し、画像を印刷して原稿とする（入力例①）。図書・雑誌等の資料は、現物又は必要に応じて該当箇所のコピーを行い原稿とする。
- (2) データの入力は委託者が指定する方法で行う。各資料の原稿から必要箇所を識別、確認して入力する。旧字体は新字体に改めて入力する。（入力例①②）
- (3) ファイル形式は、委託者の指定により Word 形式または Excel 形式とする。
- (4) 上記入力したデータについて、入力者とは別の者が校正作業（原稿と照合し、必要箇所の入力漏れ、誤字脱字がないか確認）を行う。
- (5) 完成したデータは、DVD-RW に保存する。

### 6 提出成果物

DVD-RW（プラスチックケース付き）

### 7 納品場所

名称：横浜市中心図書館

所在地：〒220-0032 横浜市西区老松町1

8 留意事項

- (1) 業務の実施に必要な端末等の物品は、受託者が用意する。デジタルアーカイブからの印刷原稿及び必要に応じて図書・雑誌等資料のコピーも受託者が用意する。
- (2) 受託者は、12月末に作業の進捗よく状況を委託者に書面をもって報告すること。
- (3) 受託者は、データその他の委託業務の履行に必要な書類・資料の授受、処理、保管その他の管理に当たっては、漏洩、滅失、毀損等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。
- (4) 本仕様に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者の協議の上決定する。

9 入力例

(1) 横浜市報

デジタルアーカイブから検索し、画像を印刷して原稿とする。

目次データ入力箇所を識別・確認し入力する（旧字は新字に変換する）

KY318  
 12

(マーカ一部分)

横浜市報目次	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第一號</td> <td>大正十一年度神奈川縣横浜市歳入出追加豫算ノ件</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">一、四</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第二號</td> <td>市道ノ路線ヲ變更シ區域ヲ定メ其ノ供用ヲ開始ノ件</td> <td style="text-align: center;">一、二六</td> <td style="text-align: center;">九</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第三號</td> <td>官設鐵道東海道線電化工事施行ノ爲民有地内ヘ立入ノ件</td> <td style="text-align: center;">一、二六</td> <td style="text-align: center;">一七</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第四號</td> <td>皇后陛下還御、行啓ノ件</td> <td style="text-align: center;">二、一</td> <td style="text-align: center;">一三</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第五號</td> <td>字、名稱ヲ制定ノ件</td> <td style="text-align: center;">二、一</td> <td style="text-align: center;">一三</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第六號</td> <td>自大正十一年度神奈川縣横浜市土木費繼續年期及支出至大正十四年度ノ方法制定ノ件</td> <td style="text-align: center;">二、一三</td> <td style="text-align: center;">二七</td> </tr> </table>	第一號	大正十一年度神奈川縣横浜市歳入出追加豫算ノ件	一、四	一	第二號	市道ノ路線ヲ變更シ區域ヲ定メ其ノ供用ヲ開始ノ件	一、二六	九	第三號	官設鐵道東海道線電化工事施行ノ爲民有地内ヘ立入ノ件	一、二六	一七	第四號	皇后陛下還御、行啓ノ件	二、一	一三	第五號	字、名稱ヲ制定ノ件	二、一	一三	第六號	自大正十一年度神奈川縣横浜市土木費繼續年期及支出至大正十四年度ノ方法制定ノ件	二、一三	二七	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第一號</td> <td>横浜市恩賜衛生基本財産條例</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">四、四</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">一七九</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第二號</td> <td>横浜市第三回電車事業公債條例</td> <td style="text-align: center;">四、二四</td> <td style="text-align: center;">二三五</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第三號</td> <td>横浜市第五回事業公債條例中改正ノ件</td> <td style="text-align: center;">六、二六</td> <td style="text-align: center;">三六七</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第四號</td> <td>市稅徵收及督促手續條例中改正ノ件</td> <td style="text-align: center;">八、二四</td> <td style="text-align: center;">四七七</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第五號</td> <td>市稅賦課條例中改正ノ件</td> <td style="text-align: center;">八、二四</td> <td style="text-align: center;">四七八</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">震第一號</td> <td>横浜市電氣軌道運轉復舊區間乘車料ノ件</td> <td style="text-align: center;">一、一三</td> <td style="text-align: center;">五二七</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">震第二號</td> <td>横浜市十全醫院諸料金ニ對スル條例發布ノ件</td> <td style="text-align: center;">一、一三</td> <td style="text-align: center;">(號外)</td> </tr> </table>	第一號	横浜市恩賜衛生基本財産條例	四、四	一七九	第二號	横浜市第三回電車事業公債條例	四、二四	二三五	第三號	横浜市第五回事業公債條例中改正ノ件	六、二六	三六七	第四號	市稅徵收及督促手續條例中改正ノ件	八、二四	四七七	第五號	市稅賦課條例中改正ノ件	八、二四	四七八	震第一號	横浜市電氣軌道運轉復舊區間乘車料ノ件	一、一三	五二七	震第二號	横浜市十全醫院諸料金ニ對スル條例發布ノ件	一、一三	(號外)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">大正十二年</td> <td style="text-align: center;">自一月四日</td> <td style="text-align: center;">至十二月二十八日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">           一市報登載事項中辭令變            省報廣告ノ分ハ凡テ之ヲ            略セリ         </td> </tr> </table>	大正十二年	自一月四日	至十二月二十八日	一市報登載事項中辭令變 省報廣告ノ分ハ凡テ之ヲ 略セリ		
第一號	大正十一年度神奈川縣横浜市歳入出追加豫算ノ件	一、四	一																																																										
第二號	市道ノ路線ヲ變更シ區域ヲ定メ其ノ供用ヲ開始ノ件	一、二六	九																																																										
第三號	官設鐵道東海道線電化工事施行ノ爲民有地内ヘ立入ノ件	一、二六	一七																																																										
第四號	皇后陛下還御、行啓ノ件	二、一	一三																																																										
第五號	字、名稱ヲ制定ノ件	二、一	一三																																																										
第六號	自大正十一年度神奈川縣横浜市土木費繼續年期及支出至大正十四年度ノ方法制定ノ件	二、一三	二七																																																										
第一號	横浜市恩賜衛生基本財産條例	四、四	一七九																																																										
第二號	横浜市第三回電車事業公債條例	四、二四	二三五																																																										
第三號	横浜市第五回事業公債條例中改正ノ件	六、二六	三六七																																																										
第四號	市稅徵收及督促手續條例中改正ノ件	八、二四	四七七																																																										
第五號	市稅賦課條例中改正ノ件	八、二四	四七八																																																										
震第一號	横浜市電氣軌道運轉復舊區間乘車料ノ件	一、一三	五二七																																																										
震第二號	横浜市十全醫院諸料金ニ對スル條例發布ノ件	一、一三	(號外)																																																										
大正十二年	自一月四日	至十二月二十八日																																																											
一市報登載事項中辭令變 省報廣告ノ分ハ凡テ之ヲ 略セリ																																																													

(2) 『弘報よこはま』

記事見出しを識別・確認し入力する。

(かこみの部分7ヶ所)



(かこみの部分10ヶ所)



## 緊急雇用創出事業共通仕様書

### 1 新規に雇用する失業者等について

#### (1) 新規雇用の失業者等について

新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇、雇い止め、内定取り消し等、職を失った方や就労機会が減少した方（市内在住者）を新たに雇用すること。なお、雇用形態については、正規・非正規を問わず、対象とする。

※ この事業において「失業状態等」とは、次のいずれかの状態

- ア 公共職業安定所に求職申込を行っており、紹介されればすぐに就職できる
- イ その他の方法（民間職業紹介機関、求人情報誌の活用等）で求職活動を行っており、紹介されればすぐに就職できる
- ウ 就業機会が減少している

#### (2) 新規雇用者の募集について

新規雇用の失業者等の募集にあたっては、公共職業安定所への求人申込みや、失業者等が容易に知り得るようホームページ等で公開し募集すること。

#### (3) 「失業状態等」であることの確認方法について

次のいずれかの書類（複数可）を応募者から提出させ確認すること。この際、応募者に対して事業の趣旨を説明し、委託業務の検査等において提出した書類が閲覧される可能性がある旨を伝え、了承を得ること。

- ア 雇用保険受給資格者証の写し
- イ 離職票の写し
- ウ 公共職業安定所へ求職申し込みを行った際の求職受付票の写し
- エ 廃業届の写し（元自営業者の場合）
- オ 令和2年1月以降の給与明細書の写し
- カ その他、失業状態又は就業機会が減少していることの申立書（任意の様式）

### 2 事業費に占める人件費及び雇用者数の割合について

事業費に占める全労働者の人件費割合が概ね7割以上を目標とし、やむを得ない事情がある場合でも最低5割の確保、かつ事業を実施するにあたり、事業に従事する全労働者に占める割合の5割以上を解雇、雇い止め、内定取り消し等、職を失った方や就業機会が減少した方（市内在住者）を新たに雇用すること。

#### ※1 確保する人件費（比率）の考え方

税抜き同士で比較：人件費（実際に負担する額）／契約金額（税抜き）

又は

税込み同士で比較：人件費（実際に負担する額×110%）／契約金額（税込み）

※2 ※1の「人件費」は、今回の委託業務に従事する全労働者の人件費で、本人に支払われる給与、通勤手当、賞与及び退職手当等の諸手当、社会保険料の事業主分等が含まれる。また、専属的に従事していない者の人件費は、日数で案分する等で算出すること。



※3 新規雇用失業者等の割合の考え方

本事業に従事する全労働者数×5割 ≤ 新たに雇用した人数

3 会計帳簿類等の整備について

勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類や出勤簿、賃金台帳、勤務日報等の労働関係帳簿類を整備すること。

4 関係資料等の作成

該当事業の契約締結後、速やかに「新規雇用等計画書【様式1】」を、また、事業終了後10営業日以内に「実施状況報告書【様式2】」を提出すること。

5 雇用状態等の確認について

労働者数の状況、新規雇用失業者等の状況等について実施状況報告書【様式2】を提出する際には、根拠となる資料（賃金台帳や出勤簿など）を提示すること。

6 雇用期間終了後のアンケート等の実施

当該事業終了後、当該事業において雇用した失業者等に対するアンケート等を本市が実施する場合、受託者はこれに協力すること。

7 委託費の返還等について

当該事業において、第1項に定める新規雇用の失業者等の取扱いや、第2項に定める事業費に占める人件費及び雇用者数の割合等を達成出来なかった場合は、事業の停止、委託契約額の一部または全部について返還を求める場合がある。

様式1

緊急雇用創出事業 新規雇用計画書

事業名		事業者名		提出日	
-----	--	------	--	-----	--

1 事業費

区分	事業費総額	うち人件費	割合	うち新規雇用の人件費
税抜き	円	円	/	円
税込み	円	円		円

2 労働者数

事業に従事する全労働者数	新規雇用者数	割合	その他の労働者数
人	人		人

※ 委託事業の契約締結後に提出すること。

緊急雇用創出事業 実施状況報告書

事業名		事業者名		提出日	
-----	--	------	--	-----	--

1 事業費

区分	事業費総額	うち人件費	割合	うち新規雇用の人件費
税抜き	円	円	/	円
税込み	円	円		円

2 労働者数

事業に従事する全労働者数	新規雇用者数	割合	その他の労働者数
人	人		人

○新規雇用の失業者等の内訳

(1) 男女別 (合計が「新規雇用者数」と一致していることを確認すること。)

男性	女性	合計
人	人	人

(2) 現在の状況に至った経緯 (合計が「新規雇用者数」と一致していることを確認すること。)

解雇	雇止め	内定取消	就業機会の減少	その他( )	合計
人	人	人	人	人	人

(3) 雇用前の状況別 (合計が「新規雇用者数」と一致していることを確認すること。)

正規雇用社員	派遣社員	契約社員	パート・アルバイト	嘱託	自営業	学生	その他( )	合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人

(4) 年齢層別 (合計が「新規雇用者数」と一致していることを確認すること。)

15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上	合計
人	人	人	人	人	人

※ 事業終了後に報告すること。